

中央新幹線神奈川県駅（仮称）の周辺開発を契機としたさがみロボット産業特区におけるイノベーションの創出促進に係る連携と協力に関する協定書

さがみロボット産業特区（地域活性化総合特区）におけるロボット企業交流拠点事業を推進する神奈川県（以下「甲」という。）、相模原市イノベーション創出促進事業（以下、「促進事業」という。）を実施する相模原市（以下「乙」という。）、並びに中央新幹線神奈川県駅（仮称）を建設し、イノベーション創出促進拠点「FUN+TECH LABO」を運営する東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、中央新幹線神奈川県駅（仮称）の周辺開発を契機とし、甲のさがみロボット産業特区の取組を加速化し、乙の促進事業を実現するにあたり、丙が整備、運営する拠点に関して、甲、乙及び丙が各々の資源を有効に活用し、次条に定める事項について、連携し、相互に協力することを目的とする。

（連携と協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、具体的には次に掲げる事項について連携、協力するものとする。

- （1）ロボットの实用化、宇宙開発、新素材発明等に係る研究開発の推進
- （2）前号の社会実装及び新産業創出の推進
- （3）イノベーション創出促進拠点の整備・運営
- （4）企業誘致の促進、並びに起業の支援
- （5）循環型社会の形成に関すること
- （6）前号までの取組を推進するための多様なコミュニティの形成
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも協定終了の申し出がない限り、1年間自動更新されるものとし、翌年以降も同様の扱いとする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

以上、協定の証として、本書3通を作成し、甲・乙・丙各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年3月11日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市長 本 村 賢 太 郎

丙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 丹 羽 俊 介